

令和9年度学童保育所入所申請について（お知らせ）

1 入所申請について

- (1) 所申請期間、受付場所及び受付時間は、下表のとおりです。
- (2) 各長期休暇のみで申請する場合は、その都度申請が必要となります。複数期間の一括申請はできません。
- (3) 各長期休暇のみで申請する場合について、通年入所希望児童が優先となります。
- (4) 申請受付期間経過後も随時受付可能ですが、下表の申請期間内に申込みされたかの選考が優先となります。

	入所期間（※1、2）	申請期間	受付場所	受付時間
通年	令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで	令和8年10月19日（月）から 令和8年10月23日（金）まで	新規 香芝市 中央公民館 （※3）	午前9時00分から 午後7時00分まで
長期休暇	春期 令和9年4月1日から 令和9年4月5日まで		継続 各学童保育所	放課後から 閉所時間まで（※4）
	夏期 令和9年7月21日から 令和9年8月31日まで	令和9年5月17日（月）から 令和9年5月28日（金）まで	香芝学童事務所 及び 各学童保育所	午前9時00分から 午後6時00分まで
	冬期 令和9年12月24日から 令和10年1月6日まで	令和9年10月25日（月）から 令和9年10月29日（金）まで		
	翌年春期 令和10年3月25日から 令和10年3月31日まで	令和10年1月24日（月）から 令和10年1月28日（金）まで		

※1 長期休暇の学童入所期間は、学校の都合により変更することがあります。また、日曜日、祝日、夏期（8月13日から8月15日まで）、年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）及びその他市が定める日は、閉所日となります。

※2 令和9年3月1日以降に申込の場合、令和9年5月以降の入所となります。

※3 香芝市中央公民館受付会場は、令和8年10月19日（月）から10月23日（金）までの開設です。それ以降は、シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社香芝学童事務所にて受付します。

※4 午後7時00分まで延長保育をしています。児童が全員帰宅した時点で、その日は、閉所となります。

2 入所資格について

入所資格は、市内に在住する小学生で、昼間常に保護者（両親または、これにかわるかた）が就労などにより不在のため保育できない家庭の児童のうち、保護者（ご両親又はご同居の方）の就労時間（勤務時間）勤務時間（通勤時間含む）が午後3時30分を超える場合です。ただし、長期休暇（春休み、夏休み等）期間に限り、勤務時間の条件はありません。

3 入所決定について

入所申請の受理後、提出書類等の内容を審査の上、入所の可否を決定します。入所可否の連絡時期については、次のとおりとなり、「入所決定通知書」にて連絡します。

(1) 通年及び春期の長期休暇期間利用：令和8年12月中旬頃

(2) 夏期、冬期及び翌年春期の長期休暇期間利用：入所希望期間の約2週間前

※ 定員を超えた場合、待機いただく可能性があります。その際は、別途待機に係る通知をします。

4 入所申請書類について

(1) 学童保育所入所申請書

(2) 保育を必要とする証明書類（勤務証明書（外勤用）、勤務証明書（個人事業主用）及び学童保育申立書）

(3) 健康状態について

(4) 延長保育申込書（午後6時00分以降の延長保育を希望される場合のみ）

(5) 学童保育所保育料減免申請書（該当するかたのみ）

※ その他、別途書類の提出をお願いする場合があります。

※ (1)から(5)までの様式は、香芝市立学童保育所ホームページに掲載

※ 入所児童1人ごとに(1)から(5)までの書類が必要です。

- (1) 新規入所児童だけでなく、継続児童のかたや待機児童のかたも、あらためて申請が必要です。
- (2) 受付期間より前の申請受付は、していません。
- (3) 提出書類に不備がある場合は、受付ができないため、提出前に必ずご確認願います。
- (4) 入所申請書、勤務証明書、申立書などに虚偽の記載があった場合は、申請を無効とします。
- (5) 勤務証明書の記載内容について、不明な点がある場合は、勤務先に照会することがあります。
- (6) 申請書類及び勤務内容に変更があった場合は、速やかに提出しなしてください。
- (7) 5月以降、年度途中の入所希望の場合は、入所希望月の前月1日から20日までの間に申込願います。

2

7 保育を必要とする証明書類の記入について（申請児童 1 人につき、1 枚）

下表のとおり、保育を必要とする理由別に書類を提出願います。

保育理由	申請書類	添付書類
会社員、パートなど外勤	勤務証明書（外勤用）（※ 1、2）	
個人事業主	勤務証明書（個人事業主用）（※ 2）	後記 8 「勤務証明書（個人事業主用）の添付書類について」を参照
疾病	学童保育申立書	医師の診断書又はそれに代わるもの
障害		障害者手帳の写し又は療育手帳の写し
看護又は介護		看護又は介護を要する人の介護保険被保険者の写し、医師の診断書、身体障害者手帳の写し、療育手帳の写しなど該当するもの
就学		在学証明書及び授業のカリキュラム
出産		母子健康手帳の写し（保護者氏名及び出産月がわかるページ）

※ 1 勤務証明書（外勤用）は、勤務先で証明作成願います。

※ 2 祖父母、おじ、おば、仕事をされている兄弟姉妹など、保護者以外の方がいる場合は、全員分の勤務証明書の提出が必要です。ただし、勤務されているかたが 6 5 歳以上の場合は、そのかたの勤務に関する証明の提出は、不要です。

※ 3 児童一人につき一部必要です。

8 勤務証明書（個人事業主用）の添付書類について

(1) 令和 8 年 1 月 1 日以降に事業を開始（開業）した場合

個人事業の開業届出書（控用）の写し

(2) 令和 7 年 1 2 月以前から事業を開始（開業）している場合

ア 個人事業の開業届出書（控用）の写し

イ 令和 7 年分確定申告書（控用）の写し

※ 確定申告を e-Tax 等で電子申告された場合、申請後に受理される「受取通知」又は「メール詳細」を添付願います。

ウ 令和 8 年度分市民税県民税申告書の写し（所得税確定申告を税務署へ提出していない場合）

9 香芝市立学童保育所について

(1) 開所時間

ア 平 日 放課後から午後 7 時 0 0 分まで（ただし、午後 6 時 0 0 分以降は、延長保育となります。）

イ 土 曜 日 午前 7 時 3 0 分から午後 6 時 0 0 分まで

ウ 長期休暇期間 午前 7 時 3 0 分から午後 7 時 0 0 分まで（ただし、午後 6 時 0 0 分以降は、延長保育となります。）

※ 利用児童が午後 5 時 0 0 分以降に帰宅する際は、必ず保護者等がお迎え願います。

(2) 開所日

土曜日、日曜日、祝日、8 月 1 3 日から 8 月 1 5 日まで及び 1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで以外の日

(3) 延長保育

利用する場合は、延長保育申込書を提出してください。

ア 実施日

開所日のうち、月曜日から金曜日まで

イ 実施時間

午後 6 時 0 0 分から午後 6 時 3 0 分又は午後 7 時 0 0 分まで

ウ 留意点

保護者の勤務地、勤務終了時間、通勤時間などを考慮し、審査の上、利用承諾をします。

(4) 入所制限

次に該当する場合は、入所ができない場合があります。

ア 定員に余裕がない場合

イ 入所資格を喪失した場合

ウ その他学童保育所での保育が困難と認めた場合（学童保育料の滞納、集団生活が困難である、他児童や放課後児童支援員等に危害を加えるなど）

(5) 利用料金

ア 学童保育料

下表のとおりとなります。

保育時間	1人目	同一世帯の2人目	同一世帯の3人目以降
午後6時00分まで	5,000円/月	2,500円/月	0円
午後6時30分まで	6,000円/月	3,000円/月	0円
午後7時00分まで	7,000円/月	3,500円/月	0円

イ おやつ代、教材費等

月額2,000円

※ ただし、食物アレルギー等により、学童保育所にておやつを配布しない場合、教材費等分として月額1,000円となります。なお、食物アレルギー対応に関するおやつについては、持参願います。

ウ 保険料（必須加入）

年額800円（入所月に徴収します。）

エ その他

（ア）学童保育料は、出席日数に関わらず固定料金です。なお、月に1回も出席がなかった場合、おやつ代、教材費等については、徴収はしません。

（イ）利用料金は、利用月の翌日20日（休日の場合、翌営業日）に登録口座からの引き落としとなります。

（ウ）事故等により、医師の診察を受けた場合、その医療費については、保護者負担となります。

（エ）前記以外でその他の費用が発生する場合は、あらかじめ通知します。

（オ）利用児童が故意に物品を破損させた場合等において、修繕費等は、保護者負担となります。

10 学童保育料の減免について

下表のいずれかに該当する場合は、事前の申請により学童保育料が減免となります。入所申請時又は減免に該当することとなった場合、学童保育所保育料減免申請書及び添付書類を各学童保育所又はシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社香芝学童事務所まで提出願います。

世帯状況	減免の対象となる学童保育料	添付書類	減免額
生活保護受給世帯	受給開始日の翌月から適用が廃止される月まで	生活保護受給証明書 （※1）	全額
令和8年度市民税非課税世帯	令和9年4月分から令和9年6月分まで	令和8年度市町村民税課税証明書 （※2）	半額
令和9年度市民税非課税世帯	令和9年7月分から令和10年3月分まで	令和9年度市町村民税課税証明書 （※3）	半額

※1 生活保護受給証明書は、香芝市総合福祉センターにある生活支援課にて発行手続きをしてください。

※2 令和8年1月1日時点で、香芝市に住民票があるかたは、添付不要です。

※3 令和9年1月1日時点で、香芝市に住民票があるかたは、添付不要です。

【留意点】

(1) 減免の申請をされた翌月からの適用となります。月を遡っての減免はできません。

(2) 決定の可否は、「保育料決定通知書」にて通知します。

(3) 保護者から減免の申請がない場合は、減免事由に該当する場合であっても学童保育料の減免はしません。

(4) 保育料の減免決定を受けた後に世帯状況の変更などにより減免の事由が消滅した場合は、速やかにシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社香芝学童事務所まで連絡願います。

(5) 減免対象は、保育料のみです。保険代、おやつ代、教材費等は、減免対象外です。

お問合せ先

〒639-0236

香芝市礪壁二丁目1071番地1 香の池ビル1-C

香芝市立学童保育所指定管理者

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

香芝学童事務所 電話0745-71-8015（土日祝日休み）



香芝市立学童保育所